

## 米国資産運用会社の内部統制と SAS70

米国では、近年、資産運用会社による SAS70 の利用が増えていると言われている。SAS70 とは、委託業務に係る内部統制に対する監査基準である。本稿では、SAS70 の概要、米国における内部統制の位置付け、資産運用会社の SAS70 レポートの例を紹介する。

### 1. 資産運用会社と SAS70

年金基金など、資産運用を外部委託する主体が、資産運用会社を選定する際の基準として、パフォーマンスや手数料体系などがある。このような目に見える基準に加えて、米国の年金基金は、資産運用会社の内部統制が十分に確立されているかどうかを選定の基準とすようになってきており、リクエスト・フォー・プロポーザル（RFP）において、SAS70 レポートの有無を問うている<sup>1</sup>（表 1）。SAS70 レポートとは、委託業務に係る内部統制に対する監査基準である SAS70 に基づく監査報告書であり、資産運用会社の内部統制の水準について一定の保証を与えるものである。

表 1 マサチューセッツ州財務局のリクエスト・フォー・プロポーザル（抜粋）

IRC457 支払繰延報酬プラン加入者に対する投資アドバイスの提供
<p>G. コンプライアンス／内部統制機構</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. 御社のコンプライアンス体制の概要を述べてください。</li><li>2. 倫理規定を設けているのであれば、それを添付してください。</li><li>3. 過去 5 年間、政府当局による非経常的な捜査・尋問等を受けたことがありますか。</li><li>4. 過去 5 年間、詐欺、受託者責任違反、その他故意による不法行為について訴訟を提起されたことがありますか。</li><li>5. 御社の内部統制機構の概要を述べてください。定期的なリスク評価を行っていますか。SAS70 レポートを取得しているのであれば、そのコピーを提示してください。その他、第三者機関によって作成された、内部統制に関する資料でも可とします。</li><li>6. 直近の財務会計報告書及びその監査報告書を提示してください。</li></ol>

(注) IRC457 支払繰延報酬プランは、内国歳入法 457 条に基づく確定拠出型の公務員年金。

(出所) マサチューセッツ州財務局のリクエスト・フォー・プロポーザルより野村総合研究所作成

米国では近年、このような委託者側のニーズを受けて、SAS70 レポートを顧客獲得の手段として取得する資産運用会社が増えていると言われている。資産運用会社は、独立した

<sup>1</sup> RFP とは、一般的に、特定の任務への入札の呼びかけを意味する。ここでは、年金基金の運用担当候補者に対する一般質問状を指す。年金基金は、回答を審査した上で候補者を絞り込む。

外部監査人によって発行される SAS70 レポートを取得することによって、適正な内部統制が確立されていることを強調することができ、同業他社との差別化を図ることができるのである。

また、資産運用会社は、SAS70 レポートを外部監査人から取得しておくことによって、受託した運用業務に係る内部統制について説明する手間を省くこともできる。資産運用会社が複数の顧客に運用サービスを提供している場合、予め取得しておいた SAS70 レポートを以って、個別の顧客及びその監査人に対する内部統制の説明に代えることができるのである。

## 2. SAS70 とは

### 1) SAS の位置付け

SAS とは、米国監査基準 (Statement on Auditing Standards) のことであり、米国公認会計士協会 (American Institute of Certified Public Accountants、以下 AICPA) の監査基準審議会 (Auditing Standards Board) によって策定される。1973 年に SAS 第 1 号が発表されて以来、90 本に及ぶ SAS が策定されている。

SAS への準拠は、法の要求するところではなく、民間の自主規制によっている。AICPA の職業行為規定 (Code of Professional Conduct) 202 は、一般的に認められている監査基準 (Generally Accepted Auditing Standards、以下 GAAS) に準拠することを公認会計士に求めている。AICPA が認定した GAAS は、①監査人の独立性・専門性について定める「一般基準 (General Standards)」、②監査の計画・内部統制について定める「実施基準 (Standards of Field Work)」、③一般的に認められた会計原則への準拠・監査人の意見表明について定める「報告基準 (Standards of Reporting)」である。AICPA 職業行為規定 202 において、SAS は GAAS の解釈と認定されており、会計士は財務諸表の監査に際して SAS を逸脱してはならないと定められている。

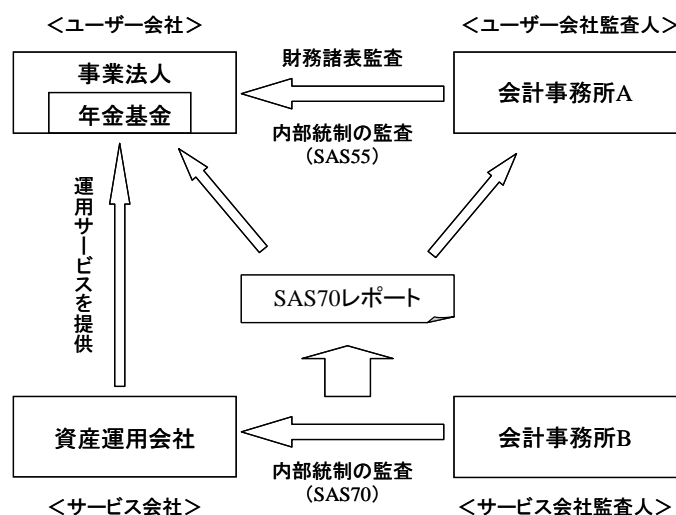
### 2) SAS70 の概要

SAS70 「サービス提供会社による取引の処理に関する報告 (Reports on Processing of Transactions by Service Organizations)」は、顧客に何らかのサービスを提供している会社が、当該サービスに係る内部統制について、顧客及びその監査人に報告するための基準である。SAS70 に基づく監査報告書は、自社の内部統制について、独立した外部監査人から一定の保証を得たことの証になるものであり、米国において広く認知されている。

SAS70 の本来的な利用法は、SAS55 (下記参照) に基づく内部統制の監査を補完するも

のとしての利用である。業務の一部を外部に委託している会社（以下「ユーザー会社」）の財務諸表監査において、その会社の外部監査人（以下「ユーザー会社監査人」）は、SAS55の求める「内部統制に対する十分な理解」を持っていなければならない。故に、ユーザー会社監査人は、ユーザー会社の業務の一部を受託しているサービス提供会社（以下「サービス会社」）における、当該業務に係る内部統制に関しても理解していなければならない。他方、サービス会社の外部監査人（以下「サービス会社監査人」）は、サービス会社の依頼により、通常の財務諸表監査とは別立てでサービス会社の内部統制を監査し、SAS70 レポートを発行する。ユーザー会社監査人は、SAS70 レポートを参照して、サービス会社における内部統制について知ることができるのである（図1）。

図1 SAS70 の利用（資産運用会社の場合）



(出所) 野村総合研究所作成

### (1) サービス会社

SAS70 の対象となるサービスは、①取引の処理及びそれに関連する業務、②取引の記録及びそれに関連するデータ処理、である。金融サービスの分野では、ミューチュアルファンドのカストディアン銀行やトランスファー・エージェント、資産運用会社、データ・プロセッシング会社、ソフトウェア会社などが顧客に提供するサービスが対象となる。

### (2) SAS70 レポートの種類

SAS70 レポートには、タイプ I とタイプ II がある。タイプ I は、業務に係る内部統制のレポート、タイプ II は、業務に係る内部統制及びその有効性に関するテストのレポートとなっている。タイプ II は、内部統制に対するテストに関する記述が含まれる点で、タイプ I と異なる。

タイプ I は、第一部「サービス会社監査人の報告 (Independent service auditor's report)」及び、第二部「サービス会社による内部統制の説明 (Service organization's description of controls)」から構成される。タイプ II は、タイプ I の第一部と第二部に加え、第三部「サービス会社監査人による情報 (Information provided by the independent service auditor)」が含まれる。タイプ I・II とも、オプションで、第四部「サービス会社によるその他の情報 (Other information provided by the service organization)」を付け加えることができる (表 2)。

表 2 SAS70 レポートの類型と構成

レポートの内容	タイプ I	タイプ II	担当
1. サービス会社監査人の報告 (監査人の意見)	含む	含む	サービス会社監査人
2. サービス会社による内部統制の説明 (監査の対象となる内部統制の概要)	含む	含む	サービス会社
3. サービス会社監査人による情報 (内部統制のテストとその結果)	オプション	含む	サービス会社監査人
4. サービス会社によるその他の情報	オプション	オプション	サービス会社

(出所) 各種資料より野村総合研究所作成

タイプ II は、内部統制の有効性のテストを含むため、タイプ I と比較して、サービス会社の内部統制について、より強力な保証を与えるものとなっている。実際、ほとんどの SAS70 レポートはタイプ II として発行されていると言われる。一方、タイプ I は、タイプ II と比較して時間・コストがかからないため、顧客から急な SAS70 レポートの要請があったときや、タイプ II が発行されるまでの暫定的な措置として利用されることが多いと言われる。

### 3) SAS55 に基づく内部統制の監査

米国における内部統制の監査は、SAS55「財務諸表監査における内部統制の検討 (Consideration of Internal Control in a Financial Statement Audit)」に基づいて、通常の財務諸表監査の一環で行われる。監査対象となる財務諸表の信頼性について一定の保証を得るために、監査の対象となっている会社の内部統制について、財務諸表監査の計画の段階で監査するのである。

1980 年代の相次ぐ金融機関の破綻を受け、AICPA 監査基準審議会は、1988 年に 9 本の SAS を発表し、監査機能の強化を図った。そのうちの 하나가 SAS55 であった。その後、COSO レポート (下記参照) が内部統制のデファクト・スタンダードとして普及したことを受け、1995 年に、AICPA 監査基準審議会は、COSO レポートに沿うかたちで SAS55 を改正した。また、監査の対象となる内部統制については、COSO レポートの定める内部統制の目的の中でも、主に「財務会計報告の信頼性」の目的に関わる内部統制であるとされた。

### 3. 内部統制とは

#### 1) COSO レポートにおける内部統制の定義

COSO とは、財務・会計・監査の各分野に関わる 5 団体から構成される組織であり、正式には、トレッドウェイ委員会組織委員会（The Committee of Sponsoring Organizations of the Treadway Commission）という<sup>2</sup>。ビジネス倫理、効果的な内部統制、コーポレート・ガバナンスの実現・向上を通じて財務会計報告の質の向上を図ることを目的として、1985 年に設立された民間の団体である。COSO レポートとは、1992 年 9 月、COSO によって発表された、「内部統制の包括的枠組み（Internal Control – Integrated Framework）」を指す。

COSO レポートにおいて、内部統制（Internal Control）とは、「事業体の取締役会、経営者、その他職員によって遂行されるプロセスであり、①業務の有効性と効率性、②財務会計報告の信頼性、③法規制の遵守、における目的の達成に関して、合理的な保証を提供するべく設計されたもの」と定義されている<sup>3</sup>。

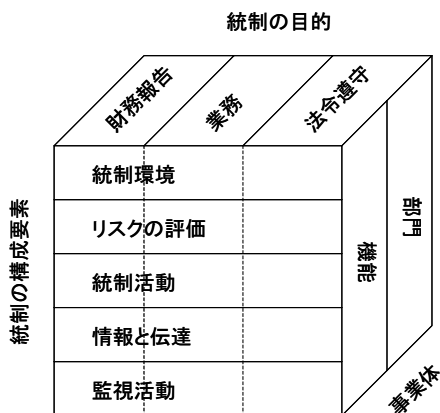
また、①～③の目的を達成するための内部統制の構成要素として、以下の 5 つが挙げられている（図 2）。

- ・ 統制環境（control environment）：統制に関する企業風土であり、内部統制の基礎
- ・ リスクの評価（risk assessment）：事業目的の達成に係るリスクの認識・分析
- ・ 統制活動（control activities）：経営者による承認など、命令が実行されていることを確認するための方針や手続き
- ・ 情報と伝達（information and communication）：職務に関連する情報の識別・収集・伝達
- ・ 監視活動（monitoring）：内部統制に対する日常的な監視と、検査部等が随時行う監視

<sup>2</sup> 5 団体とは、米国公認会計士協会、米国会計学会（American Accounting Association）、全国会計士協会（Institute of Management Accountants）、内部監査人協会（The Institute of Internal Auditors）、財務担当経営者協会（Financial Executives Institute）。

<sup>3</sup> 合理的な保証（reasonable assurance）とは、完全ではないが、根拠に基づいた一定の保証を意味する。

図2 統制の目的と構成要素の関係



(出所) AICPA Professional Standards Volume 1 より野村総合研究所作成

COSO レポートに提示された内部統制の定義は、米国のみならず、国際的にも、デファクト・スタンダードとして普及しており、1995年のSAS55の改正、1998年に発表されたBIS（国際決済銀行）の内部統制13原則の基礎となった<sup>4</sup>。

## 2) 内部統制の法的規制

内部統制は、1977年の海外不正支払防止法（Foreign Corrupt Practices Act、以下FCPA）において、法的にも規定されている。FCPAにおいて、公開企業は、一般に認められた会計原則に準拠した財務諸表の作成に資する「内部会計統制（internal accounting control）」のシステムを確立・保持することが義務付けられた。

その後、SEC（米国証券取引委員会）は、内部統制に係る規制を強化しようとした。しかし、規制ががんじがらめになることを恐れた公開企業や公認会計士の反対に遭い、監査基準の策定は、COSOなど民間セクターの自主的な努力に委ねられることになった。

<sup>4</sup> BISの内部統制13原則とは、「銀行組織における内部管理体制のフレームワーク（Framework for Internal Control Systems in Banking Organizations）」に定められた、銀行の内部統制に関する国際的基準。

表3 内部統制とその監査の変遷

1938	<u>マクケンソン・アンド・ロビンズ事件</u> ・大手医薬品会社、マクケンソン・アンド・ロビンズの粉飾決算事件 ・監査のあり方が問題とされた
1939	<u>監査手続基準第1号</u> ・初の監査基準
1958	<u>監査手続基準第29号</u> ・内部統制に対する初の監査基準 ・「会計上の統制」と「管理上の統制」とに分けられた
1973	<u>監査基準第1号 (SAS1)</u> ・従来 of 監査手続基準をまとめた
1977	<u>海外不正支払防止法</u> ・公開会社の内部統制を法定した
1987	<u>トレッドウェイ委員会の報告書</u> ・不正な財務会計報告の半分近くが、内部統制の欠落に起因するとした ・内部統制に関する統一的な基準の策定を提言
1988	<u>監査基準第55号 (SAS55)</u> ・現在の内部統制に対する監査基準
1991	<u>連邦預金保険公社改善法 (Federal Deposit Insurance Corporation Improvement Act)</u> ・特定の銀行に対して、内部統制の有効性に関する報告を義務付ける
1992	<u>監査基準第70号 (SAS70)</u> ・委託業務に係る内部統制に対する監査基準
1992	<u>COSOレポート</u> ・内部統制のデファクト・スタンダード
1995	<u>監査基準第78号 (SAS78)</u> ・SAS55を改正、COSOレポートにおける内部統制の定義を採用

(出所) 各種資料より野村総合研究所作成

#### 4. 資産運用会社のSAS70レポートの例

SAS70 レポートの作成にあたっては、既に触れた第一部から第三部（第三部はタイプIIのみ）までの項目を含む限り、サービス会社及びサービス会社監査人は、独自に項目をカスタマイズ・追加することができる。表4は、資産運用会社のSAS70レポート（タイプII）の典型的な目次例である。

表 4 資産運用会社 X の SAS70 レポート (目次例)

業務に係る内部統制及びその有効性に関するレポート	
目次	
第一部	サービス会社監査人の報告
第二部	X 社における内部統制の説明
	I. 業務の概観
	II. 統制環境の構成要素
	III. リスクの評価
	IV. 監視活動
	V. アプリケーション・プロセッシング・システム
	VI. 資産運用におけるレコードキーピング及びレポーティング
	VII. 主要な内部統制に関する報告
	VIII. コンピューター処理に係る一般的統制
	IX. 内部統制の目的、関連する統制、ユーザー会社における統制の検討
	1. 債券                      3. 流動性
	2. 国内株式            4. コンピューター処理に係る一般的統制
第三部	サービス会社監査人による情報
	I. 序文
	II. 統制環境の構成要素
	III. 内部統制の有効性に関するテスト及びその結果
	1. 債券                      3. 流動性
	2. 国内株式            4. コンピューター処理に係る一般的統制
第四部	X 社による補足的情報

(出所) 大手会計事務所資料より野村総合研究所作成

第一部「サービス会社監査人の報告」では、サービス会社監査人の意見が記される。サービス会社監査人は、①サービス会社の提示した内部統制が、ある特定日において実態を適切に反映したものか否か、②提示された内部統制が、統制の目的を達成するために適切に設計されたものか否か、③テストされた内部統制が、特定の期間内において有効に機能していたか否か(タイプⅡのみ)、について意見を述べる。

第二部「サービス会社による内部統制の説明」では、サービス会社が、顧客に提供するサービスに影響を及ぼし得る内部統制について記述する。第二部の記述によって、内部統制に対するテストの範囲が決定される。ここに示された統制の目的に対して、サービス会社の内部統制が適切に設計・施行されているか否かがテストされることになる。

第三部「サービス会社監査人による情報」では、サービス会社監査人が、サービス会社



における内部統制の有効性のテスト及びその結果について記述する<sup>5</sup>。ここでは、①統制の目的、及び、②統制の目的を達成するための内部統制についてはサービス会社が記述し、③内部統制に対するテスト手順の説明、及び、④テストの結果についてはサービス会社監査人が記述する。多くの場合、④テストの結果は、「特に有意な例外は見出されなかった」となり、対象となる統制や、テスト手順の記述の方が重要となる（表5）。

表5 資産運用会社Yのプライシングに係る内部統制のテスト（第三部の記述例）

統制の目的：価格が、正当な出所から受け取ったものであり、時宜を得て適切に更新されていることについて、合理的な保証を与えること。		
対象となる統制	テストの手順	テストの結果
Y社は、オープンエンド・ファンドが保有する全ての証券の価格を一日単位で把握している。クローズドエンド・ファンド及びオフショア・ファンドの保有する証券は毎週木曜日及び月末に、クローズドエンドの地方債ファンドは毎週金曜日及び月末にプライシングされる。法人の口座は分析目的で毎週及び毎月プライシングされる。さらに、重大な取引が生じた場合は一日単位でプライシングされ得る。	適切な職員に質問し、プライシング・グループが、プライシング・データベースの変化を会計上トラックするログを定期的にレビューしているか確認した。承認されていない変化によるデータベースの変化を会計上トラックするログを選定・レビューした。	特に有意な例外は見出されなかった
自動プライシング 市場価格のついている証券の価格は、外部のベンダー若しくはその他の独立したソースから得る。	質問及び観察から、市場価格のついている証券の価格が、外部のベンダー若しくはその他独立したソースから得られていることを確かめた。	特に有意な例外は見出されなかった

(出所) 大手会計事務所資料より野村総合研究所作成

第四部「サービス会社によるその他の情報」では、第一部から第三部において含まれなかった情報で、サービス会社が必要と考える情報が記述される。第四部はサービス会社自身が記述を担当するものであり、預かり資産残高の伸び、業界におけるリーダーシップなど、マーケティング的な色彩の強いことが多いと言われる。

## 5. おわりに

わが国における銀行の検査マニュアルである「預金等受入金融機関に係る検査マニュアル」を見ると、「金融検査は、自己責任原則に基づく金融機関自身の内部管理と、会計監査人等による厳正な外部監査を前提としつつ、これらを補強するものである」と定められており、内部統制及び外部監査は金融検査の前提として位置付けられている。この金融検査マニュアルは、COSO レポートを土台とするBISの内部統制13原則を参考に策定されたと言われている。

<sup>5</sup> 第二部との重複を避けるため、テストに関する記述は第二部にて示されることもある。その場合、テストがサービス会社監査人の責任で行われる旨、記載されなければならない。

また、2000年3月に、日本公認会計士協会によって公表された、監査基準委員会報告書第18号（中間報告）「委託業務に係る内部統制の有効性の評価」は、米国SAS70を参考に策定されている。

このように、米国における内部統制及びその監査は、将来を示唆するものとして、今後わが国に影響を与えることも考えられる。米国資産運用会社によるSAS70の活用は、米国における内部統制及びその監査をベースにしているものであり、わが国資産運用会社の内部統制について考える際に、参考になるものと思われる。

（神山 哲也、(協力) 片山 謙）